

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第58号）

1 請求対象文書（諮問案件第102号）

平成8年度松波川単河川防災工事に関する2,713,020円の精算払に係る平成9年4月21日付小切手201号支出施行の書面

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) H18. 7.13 公開請求 | (4) H18. 9. 1 諒問 |
| (2) H18. 7.14 不存在決定 | (5) H21. 1.16 答申 |
| (3) H18. 8.18 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、当該小切手施行に関する書面は保存期限を過ぎ廃棄したとしている。</p> <p>平成8年度当時の石川県財務規則第109条では、支出に関する「証書類の保存年限は、別に定めるところによる」とされ、この規定により制定された「石川県財務規則取扱要綱（出納関係）」第10の9では、「証書類の保存年限は、別表第2に掲げる区分による」とされている。この別表第2では、振出済小切手の原符の保存期間は5年、小切手振出済通知書は1年とされている。また、当時の石川県処務規程の規定に基づき定められた「共通文書ファイル基準表」の保存期間は、小切手用紙等整理簿5年、小切手原符5年及び小切手振出済通知書1年とされている。</p> <p>このようなことから、平成8年度の工事代金支払に係る証書類の保存期限は平成14年3月末と考えられ、また、本件請求文書を保存期限経過後も引き続き保存する特段の事情は認められない。</p> <p>このようなことから、当該文書は、保存期限の経過をもって既に廃棄されたと判断される。</p> <p>したがって、実施機関の行った不存在決定は不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第58号

答 申 書

平成21年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年7月13日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する2,713,020円の精算払に係る平成9年4月21日付小切手201号支出施行の書面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成18年7月14日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

書類は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成18年9月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立人が別に公開を受けた当該工事の契約締結に係る支出負担行為同等の書面に、

「平成19年4月21日付小切手201号支出施行」と記載されているにもかかわらず、該当する書面が不存在なのは不可解であり、違法、不当である。

(2) 石川県からの工事代金の支払いは、通常、銀行振込みであるはずと考える。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 平成8年度当時の石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）及び石川県処務規程（昭和33年石川県訓令第9号）の文書管理に関する規定では、文書の保存期間は小切手用紙等整理簿5年、小切手原符5年及び小切手振出済通知書1年とされており、廃棄問い合わせは見出せなかったものの、平成8年度に係る書類は既に廃棄している。
- 2 工事費の支払いについては、平成9年度に係るものまでは小切手による支払いを行っていた。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する工事費の精算払に係る小切手施行の書面である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、小切手施行との記述にもかかわらず関連書面が存在とは不可解であると主張し、実施機関は小切手施行に関する書面は保存期限を過ぎ廃棄したと主張するので、この点について検討する。

平成8年度当時の石川県財務規則第109条では、支出に関する「証書類の保存年限は、別に定めるところによる」とされ、この規定により制定された「石川県財務規則取扱要綱（出納関係）」第10の9では、「証書類の保存年限は、別表第2に掲げる区分による」とされている。この別表第2では、振出済小切手の原符の保存期間は5年、小切手振出済通知書は1年とされている。また、当時の石川県処務規程の規定に基づき定められた「共通文書ファイル基準表」の保存期間は、小切手用紙等整理簿5年、小切手原符5年及び小切手振出済通知書1年とされている。

このようなことから、平成8年度の工事代金支払に係る証書類の保存期限は平成14年

3月末と考えられ、また、本件請求文書を保存期限経過後も引き続き保存する特段の事情は認められない。

このようなことから、当該文書は、廃棄を証する文書は存在しないものの、保存期限の経過をもって既に廃棄されたと判断される。

したがって、実施機関の行った不存在決定は不合理ではない。

4 工事代金の支払いについて

異議申立人は、工事代金の支払いは、通常、銀行振込みであるはずと述べているが、平成10年4月1日の石川県財務規則の改正において、小切手による支払いに関する項目が削除されていることからすると、平成9年度以前の工事費の支払いについて小切手で施行されていたとしても不合理ではないと考えられる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　查　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 9 月 1 日	○ 質問を受けた。 (質問案件第 102 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○ 実施機関 (奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所) から理由説明書を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 9 月 11 日 (第 166 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○ 事案の審議を行った。